

3. 福祉労働問題について

◇ 緊急短期雇用創出事業について

次に、緊急短期雇用創出事業についてお尋ねします。

コロナ禍における学生支援について、文部科学省では、新型コロナウイルス感染症の影響で、アルバイト収入の大幅な減少等により「学びの継続」の危機を抱えているとし、「学生支援緊急給付金」を設けるなどの取り組みを行っています。



北九州市でもコロナの影響で経済的に困窮した学生に対し独自の給付支援策を実施することを決めたとの報道がありました。

コロナ禍の今、経済的に困窮する若者に対する支援の重要性が高まっていますが、本県では、県独自の取り組みとして、市町村等とも連携して学生・留学生を含めた緊急短期雇用創出事業を実施していると承知しています。こうした支援が掛け声だけにとどまることなく、支援を必要とする全ての学生に届けられるよう実施することが大変に重要であると考えます。

そこで、本県において、これまで実施してきた緊急短期雇用創出事業について、これまでどのような成果をあげてきたのか。また、学生がこの事業を利用してもらえるように、どのような配慮を行ってきたのか。また、今後どのように行うのか。お尋ねします。

【服部知事職務代理者の答弁】

◆ 緊急短期雇用創出事業について

県では、働く場を失った方々の当面の生計を支える目的で、全国に先駆けて、市町村と連携して県独自の「緊急短期雇用創出事業」を実施しており、2月18日時点で、学生418人、留学生118人を含め、4,722人の就職を実現しています。

緊急短期雇用創出事業については、若者就職支援センターのSNSや県のホームページでの周知に加え、県内の大学・短大等に対してチラシを送付し、学生への周知を行ってきたところです。

さらに、学生が応募しやすいよう、県での採用についてはパートタイム職員の募集枠を設けるなど、配慮を行っています。

引き続き緊急短期雇用創出事業を実施できるよう、早期議決いただいた2月補正予算において、所要額を措置したところです。この事業が学生の皆さんのもとに届くよう、関係機関とも連携して、引き続き周知を図ってまいります。